

神奈川県漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、神奈川県地先海面における宝石サンゴの採捕を禁止する。ただし、神奈川県漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 8 年 2 月 10 日（公報掲載予定日）

神奈川県漁業調整委員会
会 長 櫻 本 和 美

1 宝石サンゴの種類等

採捕を禁止する宝石サンゴは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸とする。

2 指示の有効期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで